

【コメント】

イングランド14・15世紀の官僚制と国王家政

朝治 啓三

関西大学

封主から封臣への封土の下封と、封臣から封主への軍事奉仕を交換する私的契約としての封建契約においては、封臣から封主への忠誠と、封主による封臣への保護とは、安定的で事実上代々続くものとみなされている。しかし13世紀の交換経済の発展の結果、土地の授受を仲立ちとする主従関係は存続するものの、金銭と軍事奉仕を交換する契約に基づく主従関係が広まった。13世紀後半のエドワード一世による対ウェールズ戦争は、大量の雇用された軍隊でまかなわれた。14～15世紀の対フランス戦争でも、国王から軍事力提供を求められた有力諸侯は、このような契約で結ばれた私兵を動員して戦闘に参加し、国王から報酬を得た。これらの私兵はしばしば、より良い待遇を目指してもとの主君と敵対する相手方に鞍替えした。しかも平時には主君の権威をカサに地域住民に対して横柄な態度に出た。いまや忠誠と保護とは安定的なものではなく、金銭次第で動く流動的なものになった。これがいわゆるバスタード・フューダリズムである。

バスタード・フューダリズムの歴史的意義については、かつてはその秩序破壊的な側面が強調されたが、近年ではM.ヒックスらによる実証研究の成果をふまえて、一地域での政治的影響力を確保し、地域限定的ではあるが安定した秩序を維持しようとする諸侯が、地域内の中小領主達と結んだ契約の体系としての面も評価されている。これに対して、今回のポラード教授の報告は、15世紀の主従関係の希薄な時代にあっても、イングランド北部においては伝統的な主従関係が16世紀に至るまで続いていたことを実証した。土地の授受が金銭授受に変わっても、主従間の絆の希薄化に繋がるとは限らないことが実証された。

ポラード説に対する私の疑問は次の点にある。すなわち教授の説明は、13世紀末までの封建制度を根幹とする社会と、14・15世紀の軍事制度に基づく社会との違いを不鮮明にするのではないか、という点である。後者の時代においては、軍事的従者を私的に確保している有力諸侯が、議会に召集され国政に関して発言する資格を確保された国制（身分制）が成立していた。今後はバスタード・フューダリズムは、単なる軍事制度としてだけではなく、政治、社会構造の一部としてとらえ直される必要があるだろう。

以下14・15世紀の身分制的国制における「官僚制」と金銭契約主従関係との関わりについて、やや立ち入って述べることにする。

王の家政機関と国家の行政機構

イングランド中世国家の公権力を最も良く代表していたのが国王の権力であったことは事実である。しかし、当時の公権力を構成していたのは、国王の権力だけではない。諸侯の影響力

も与っていた。

中央の主な行政官庁の内、13世紀末に存在していたのは尚書部、財務府、納戸部、寝所部であり、14世紀には王璽局、国王秘書官室がつけ加わる。「14世紀初期の統治は本質的に国王の個人的統治であり、この統治は、一部分は、宮廷の部分として以外は存在していない伝達経路及び代理人を通して、一部分は、宮廷から離れては存在していない伝達経路及び代理人を通して営まれていたということに、間違いなく同意することができよう」と主張するクライムズも、「長い目でみると、統治が理論上はともかく事実上は益々純粋に個人的なものではなくなるにつれて、これらの家内的役人は究極的には統治から脱落するかあるいは『国家の役人』としての性格を帯びてきた」ことを認めている。すなわち上記の諸官庁は、元は王の「私的な」家政的機関であったが、次第に「国家」の機関としての「公的な」性格を合わせ持つようになった。

王の家政役人の規模は400～700人程度で、宮廷を司るステュワード、また王の住居とその役人の管理者としてのチェムバレンがいた。13世紀には王の財庫を管理する納戸部長官、また14世紀には王璽を管理する王璽尚書が重要性を得てきた。1362～63年のエドワード三世の支出一覧表によれば、支出総額の約34パーセントが王の家族と家政的役人の為に費やされている。王は家政役人の忠誠心を確保するためこのような大金を必要とした。よりよい待遇、上等の服、見栄えのする儀式、王らしさを誇示する邸宅・行列・祭などによって注意をひく一方、「私的な」家内役人の中から有資格者を中央の「公的な」官職に就任させたり、金品、名誉、特権を与えたり訴訟幫助をしてやった。

中央の司法組織を見ておこう。王座、民事訴訟、財務府の三つのコモンロー上位裁判所は13世紀末にはウェストミンスターに固定され、手続きや記録なども整って、14世紀には国家統治には余り関与しなくなった。これに対し諸侯が主たる構成員である評議会や、議会上院は以前から裁判権を行使していたが、14世紀に入ると商業紛争、沿岸取締、ユース、騒乱等コモンロー裁判所の管轄外の事件を扱うことにより司法権を大幅に拡大し始めた。議会の下院は評議会や上院のこのような傾向に対し、繰り返し不満を表明し、1352年の制定法では「自由保有地に関する問題は、コモンローによってのみ裁判される」という規定を得たが、社会の変化にともない、評議会や上院扱う件数は増加した。同時に尚書部も裁判権を行使し始め、1430年代からは扱い件数が急増する。中央の裁判所の裁判官団による定期的地方巡回裁判は、14世紀には衰退し、特定目的の裁判官団が随時巡回した。

地方行政はどうだったのか。確かに中央の重要官職には王は自己の人事権を行使し続けたようであるが、しかし行政のすべてを王の家政役人のみでまかなえたわけでは決してなく、残りの部分は諸侯、ジェントリ、都市、聖職者に委任しなければならなかった。地方役人の人事への王の介入もみられたが、成功は部分的であった。

1300年以前から存在していたシェリフ、コロナ、エスチータ等の地方官職に加えて、14世紀半ばに新たに治安判事が成立する。これらの役職に就いた人々は14世紀までに、ほぼ当該州に土地を有する在地の騎士やジェントリ層に限定される。これらの地方官は地元の有資格の自由土地保有者たちによって選出され、その後王権による確認を経て任命される。治安判事も

資格や選出方法は同じであった。1264年6月、バロンの反乱中に設立された治安官はその後何度か設置し直されたが、1360～61年の法に依って初めて裁判権を与えられ、1388年には年4回の法廷を開催するように命じられた。これに依ってそれまで地方在住の自由土地保有者たちの討論の場であった州の裁判集会は意義を失った。14世紀には彼らの人数は州あたり2～3人であったが、15世紀には15～20人へと増加した。これらの地方諸官職へ王が自己の家政役人を直接就任させることは難しかった。かといって州の自由土地保有者による公正で自律的な役人選出が行われたとは必ずしもいえない。いくつかの州では、その地に勢力を有する諸侯が地方官の選出に介入したからである。15世紀にウォリックシアのジェントリと伯ビーチャム家との社会的存在様態を分析したクリスティーン・カーペンターに依れば、一方では在地ジェントリの共同体のようなものが存在したが、同時に伯はジェントリたちの間の紛争を解決したり、土地取引の仲介・立会いをしたり、就職の世話をしたりして彼らに影響力を及ぼし、自己への忠誠心の取り付けの努力をしたという。同様の例はベドフォードシア、デヴォンシア、ランカシア、チェシアについても報告されている。さらに注目すべきことには、諸侯は上述のような好意ある取り計らいに依って間接的にジェントリに影響力を及ぼすだけではなく、彼らの一部を自己の家政役人に取り込み、地域のまとめ役として機能させる場合もあったということである。国王も同様のやり方で地域社会に接近した。

王は自ら利権や官職それに司法上の便宜を与え得る立場にいたが、それらを配分する際の主導権までも独占していた訳ではなかったから、実際には直接地域社会に介入する機会は限定されていたようである。他方諸侯は上院や評議会に席を占め、自ら中央の官職に就くことによつて、王権に由来する利権や官職を地域のジェントリに仲介することができ、その結果、一定地域内での国家の行政権の一部を掌握し、王権や他の諸侯権に対抗しつつ、貴族としての主体性を保持し得た。また在地ジェントリの共同体的意志ともいべきものが形成されて、地方官の選出に影響力を及ぼした例も報告されている。従つて王は地域社会ではこれらの勢力と競争しなければならなかったのである。地域社会での闘争は、中央政界での王の恩顧をめぐる貴族諸侯の争いとも関連していた。国家の公権力を動かしていたのは国王や顧問たちの意志だけであつたとは言えず、諸侯やジェントリの意志も与っていたことを行政史は教えてくれる。

諸侯やその扈従が取り結ぶ金銭契約関係は、社会に無秩序をもたらすものとばかりは言えず、国王の權威が地域住民の全てを覆い尽くすまでには至っていない状況においては、地域限定的ではあるが、国家公権が果たすべき地域社会統治の任務を、私的に果たしていた側面もあるのではないか。13世紀末までの「官僚制」に比べれば、14,15世紀の「官僚制」は格段に整備されたものになっていたが、それに対する、あるいはそれを利用する諸侯とそのアフィニティから及ぼされる影響力が時代とともに衰えて、国家行政における国王の主導権が確立したのかと言えそうではない。この面では13世紀末までと、14,15世紀との差は小さいが、軍勢力編成が封建制からバスタード・フューダリズムへと変化したことによる諸侯の影響力には差が出たはずである。ポラード報告にこの点が不可されれば、論旨はより明確になつたであろう。